

景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、長野市景観計画（平成19年長野市告示第321号。以下「景観計画」という。）、長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号。以下「条例」という。）及び長野市の景観を守り育てる規則（平成19年長野市規則第32号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 景観計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基調 外壁及び外部から望見される柱、梁、腰壁又は手すりの部分にあっては、開口部及びガラス面（以下「開口部等」という。）を除いた建築物の鉛直投影面積の各面（建築物が曲面の場合においては、表面積とする。）の5分の4以上をいい、屋根、軒その他の外部から望見される部分にあっては、開口部等を除いたそれぞれの表面積の10分の9以上をいう。ただし、開口部等に景観計画に定められた景観形成基準の値を超えて着色又は貼付する場合においては、開口部等も当該面積に加えるものとする。

(2) 明度を高く 日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値（以下「マンセル値」という。）における明度7以上をいう。

(3) 明度を低く マンセル値における明度5以下をいう。

(高さの算定方法)

第3 次の各号に掲げる高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 景観計画における届出対象行為で定める高さ 規則第3条第1項第4号に規定する高さによる。

(2) 景観計画における景観形成基準で定める高さ 地盤面からの高さによる。
(建築物の敷地が区域又は地域区分の内外にわたる場合の措置)

第4 届出対象行為が景観計画の規定による地域区分、区域又は地区の内外にわたる場合においては、その届出対象行為についてそれぞれの属する地域区分、区域又は地区内の景観形成基準を適用する。

(景観計画の提案書)

第5 法第11条第1項及び第2項の規定による提案は、景観計画提案書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画を変更しない旨の通知書(様式第2号)により行うものとする。

第2章 行為の規制等

(事前協議)

第6 条例第10条の規定による事前協議は、規則第4条の規定により景観計画区域内における建築行為等事前協議書（以下「協議書」という。）を提出するものとする。

ただし、工作物のうち500平方メートルを超え1,000平方メートル未満の太陽光発電パネルについては、建設期間が短いことから、協議書の提出を建設行為の着手予定日の60日前までとすることができる。

- 2 条例第11条の規定による助言は、助言書（様式第3号）により行うものとする。
（判断の手續）

第7 市長は、条例第10条の規定による協議又は条例第13条1項の変更協議及び法第16条第12項の規定による届出、同条第5項後段の規定による通知があった場合において、大門町南景観計画推進地区における地区景観形成基準による「既存の伝統的外観イメージを継承する」と判断をするときは、あらかじめ、長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴かなければならない。

（協議結果の通知）

- 第8 条例第12条第2項の規定による協議終了の通知は、結果通知書（様式第4号）により行うものとする。

（勧告等）

- 第9 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

- 2 条例第17条第1項の規定による指導は、指導書（様式第6号）により行うものとする。

- 3 条例第17条第3項の規定による事実の公表は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号。）第2条第2項の例により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、他の適当な方法によることができる。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

- 第10 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 前項の通知書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項及び条例第14条の規定による図書を添付するものとする。

- 3 市長は、前各項の通知があった場合において、当該通知に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該国の機関又は地方公共団体に対し法第16条第6項の規定による協議を要しない旨の通知（様式第8号）をしなければならない。

- 4 法第16条第6項の規定による協議は、協議書（様式第9号）により行うものとする。

（変更命令及び原状回復等命令）

- 第11 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第11号）により行うものとする。

（期間の延長）

- 第12 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第12号）により行

うものとする。

(期間の短縮)

第13 条例第20条の規定による通知は、適合通知書(様式第13号)により行うものとする。

第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定の提案)

第14 法第20条第1項及び第2項又は法第29条第1項及び第2項による提案は、景観重要建造物等指定提案書(様式第14号)を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第15 法第20条第3項又は法第29条第3項による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第16 法第21条第1項又は法第30条第1項による通知は、建造物にあつては景観重要建造物指定通知書(様式第16号)により、樹木にあつては景観重要樹木指定通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示した図面を添付する方法とする。

(景観重要建造物等の指定等の告示)

第17 条例第22条第2項及び条例第25条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の名称

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の所在地

(現状変更行為の許可等)

第18 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項に規定する申請があつた場合において、その内容が良好な景観の保存に支障がないものとして許可したときは、当該申請した者に対し、現状変更許可書(様式第18号)を通知するものとする。

2 法第23条第1項又は法第32条第1項による命令は、原状回復等命令書(様式第19号)により行うものとする。

3 法第26条又は法第34条による命令及び勧告は、管理に関する命令書(様式第20号)及び管理に関する勧告書(様式第21号)により行うものとする。

4 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第22号)により行うものとする。

第4章 景観協定

(景観協定に係る一団の土地の規模)

第19 法第81条第1項の規定による一団の土地とは、0.2ヘクタール以上の区域で、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 10棟以上の建築物が連続している区域

(2) 道路に 100メートル以上接する区域

(景観協定書の認可の手続)

第20 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、同条第1項の規定により景観協定を締結した者の代表者が、景観協定認可申請書(様式第23号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書(法第81条第3項の規定による景観協定区域隣接地にあっては、第5号の書類を除く。)を添付しなければならない。

(1) 景観協定書

(2) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域の位置図

(3) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書

(4) 景観協定区域内に係る不動産登記法(平成16年法律第123号。)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下「公図等」という。)の写し

(5) 協定を締結した者の全員の合意であることを証する書類

(景観協定の変更の申請)

第21 前条は法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可について準用する。

(景観協定の認可等の公告日以後景観協定に加わる手続)

第22 法第87条第1項又は第2項の規定による景観協定に加わる意思を表示する書面は、景観協定加入届出書(様式第24号)によるものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類(法第87条第1項の規定により景観協定に加わる場合にあっては、第4号の書類を除く。)を添えなければならない。

(1) 当該土地の位置図

(2) 当該土地の登記事項証明書

(3) 当該土地の公図等の写し

(4) 法第87条第2項に規定する土地所有者の合意を証する書類

(景観協定の廃止の申請)

第23 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書(様式第25号)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書

(2) 景観協定区域内に係る公図等の写し

(3) 土地所有者等の過半数の合意を証する書類

第5章 景観整備機構

(景観整備機構の指定の申請)

第24 法第92条第1項の規定による景観整備機構(以下「機構」という。)の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、景観整備機構指定申請書(様式第26号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄付行為

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
 - (7) その他機構の業務に関し参考となる書類
- (景観整備機構の指定)

第25 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が本市の景観行政の推進に資すると認められる法人であって、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、法第92条第1項の規定による指定をしなければならない。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分の日から2年以上経過していること。
- (4) 特定非営利活動法人にあつては、本市の市民公益活動団体に登録していること。

2 市長は、法第92条第1項の規定により指定をしたときは、ただちに、景観整備機構指定書(様式第27号)により申請者に通知するものとする。

(景観整備機構の変更届)

第26 法第92条第3項の規定による届出をしようとする者は、名称等変更届(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

2 機構は、その業務の内容に変更があったときは、変更があった日から30日以内に業務変更報告書(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

(景観整備機構の事業の報告)

第27 機構は、各会計年度の終了後速やかに、当該年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の次年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。ただし、特定非営利活動法人についてはこの限りでない。

第6章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定の基準)

第28 条例第27条第1項の規定による一定の区域内とは、次の各号に掲げる事項のいずれかをいう。

- (1) 1ヘクタール以上の区域
- (2) 30棟以上の建築物のある区域
- (3) 道路に300メートル以上接する区域

2 規則第18条第1項第2号の規定による多数とは、前項に掲げる区域内の土地の所有者及び借地権を有する者の3分の2以上をいう。

第7章 雑則

(補則)

第29 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

景観計画提案書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第11条第3項の規定により、景観計画の変更を提案します。

添付図書

- 1 景観計画の素案
- 2 同意書（区域内の土地の登記事項証明書及び公図等の写しを含む）

様式第2号（第5関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

景観計画を変更しない旨の通知書

年 月 日付けで提案のあった計画については、景観法第14条第1項の規定により、下記のとおり長野市景観計画を変更する必要がないと決定したので、通知します。

記

- 1 提案者 住所
氏名
- 2 変更する必要がない理由

景観計画区域内における行為に関する助言書

様

長野市長 印
 (部 課担当)

協議申出のありました下記の行為計画について、次のとおり助言します。

場 所	長野市			
	用途地域			
	地区名	(景観計画推進地区)		
行為の種類	(1) 建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更 (色彩の変更を含む)		
	(2) 工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更 (色彩の変更を含む)		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
協議開始日	年 月 日			
助言の内容				

様式第4号（第8関係）

年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観計画区域内における行為の事前協議結果通知書

年 月 日より協議を開始した下記の行為については協議が終了しましたので、長野市景観を守り育てる条例第12条第2項の規定により通知します。

なお、景観法第16条第1項又は同条第5項後段の規定により、当該行為の着手30日前までに行為の届出又は通知をしてください。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 協議の結果
- 4 行為の期間

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

様式第5号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、長野市の景観を守り育てる条例第17条第3項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

行為の種類

行為の場所

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

様式第6号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

指導書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、長野市の景観を守り育てる条例第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを指導します。

記

- 1 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 報告期限

年 月 日

様式第7号（第10関係）

（表）

景観計画区域内における行為の（変更）通知書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

団体名

代表者

連絡先（電話）

印

景観法第16条第5項の規定により通知します。

場 所	長野市	
	用途地域	
	地区名	（ 景観計画推進地区） ・ その他
行為の種類	(1) 建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	(2) 工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	(3) 開発行為	
	(4) 土石の採取 鉱物の掘採	その他の土地の形質の変更
	(5) 屋外における再生資源の堆積	
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
※ 経過		

(裏)

			通知部分	既存部分	合 計	
建築物の建築等	敷地面積				m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	床面積		m ²	m ²	m ²	
	最高の高さ		m	m		
	外観変更面積	m ²				
	構造	造 階建て				
	仕上材料	屋根 外壁				
	色彩	屋根 外壁				
	用途					
	工作物の建設等	種類	高さ・長さ・築造面積	外観変更面積		構造
		高さ m 長さ m 築造面積 m ²	m ²			
開発行為	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ			
		m ²	高さ m・長さ m			
土石の採取等土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ			
		m ²	高さ m・長さ m			
屋外における再生資源の堆積	目的・種類	面積	高さ			
		m ²	m			
変更の概要 (変更通知の場合のみ記入)	(前回の適合通知番号 第 号)					
設計者等	住所 氏名	電話				
良好な景観形成のために特に配慮した事項						

注

- ※欄は、記入しないでください。
- 色彩については、日本工業規格 Z 8721に定める色相、明度及び彩度の値（マンセル値）を記入してください。

様式第8号（第10関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

協議を要しない旨の通知書

年 月 日付け第 号で通知のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているので、景観法第16条第6項の規定による協議を要しないことを通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為の期間

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

様式第9号（第10関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

協議書

年 月 日付け第 号で通知のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第6項の規定により下記について協議します。

記

- 1 通知のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由

様式第10号（第11関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長



記

1 届出のあった行為

行為の種類

行為の場所

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第11号（第11関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

原状回復等命令書

長野市指令 第 号で通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長



記

1 原状回復命令の対象となる行為

行為の種類

行為の場所

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第12号（第12関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

- 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 延長する期間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
- 延長の理由

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第13号（第13関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

適合通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているので、景観法第18条第2項及び長野市の景観を守り育てる条例第20条の規定により通知します。

なお、同法第18条第1項の規定に係らず、この通知日以後、当該行為に着手することができます。

記

- 1 行為の種類
- 2 行為の場所
- 3 行為の期間

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

景観重要建造物等指定提案書

年 月 日				
(宛先) 長野市長				
住 所 氏 名 ㊟ 連絡先（電話） [法人等にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]				
第20条第1項・第2項 景観法 の規定により、次のとおり指定することを提案 第29条第1項・第2項 します。				
景観重要建造物	名 称			
	所 在 地	長野市		
	所有者の住所 及び氏名			
	建 築 年			
	建 築 面 積	㎡	延 べ 面 積	㎡
	構 造	造 階建て		
	外観の特徴			
景観重要樹木	樹 種			
	所 在 地	長野市		
	所有者の住所 及び氏名			
	外観の特徴			

様式第15号（第15関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

景観重要建造物等に指定しない旨の通知書

第20条第1項・第2項
景観法 の規定により提案があった建造物又は樹木について
第29条第1項・第2項
ては、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定しないこととしたので、
第20条第3項
同法 の規定により下記のとおり通知します。
第29条第3項

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 指定しない理由

様式第16号（第16関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を、景観重要建造物に指定したので、
通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------------|---|--------|---|
| 1 | 指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 指定年月日 | | 年 月 日 | |
| 3 | 名称 | | | |
| 4 | 所在地 | | | |
| 5 | 所有者の氏名 | | | |
| 6 | 所有者の住所 | | | |
| 7 | 外観の特徴 | | | |
| 8 | 土地その他の物件の範囲 | | 別紙のとおり | |

様式第17号（第16関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を、景観重要樹木に指定したので、通知します。

記

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 樹種 | | | |
| 4 | 所在地 | | | |
| 5 | 所有者の氏名 | | | |
| 6 | 所有者の住所 | | | |
| 7 | 樹容の特徴 | | | |

様式第18号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所
氏 名

現状変更許可書

第22条第1項
年 月 日付けで申請のあった下記の行為については、景観法
第31条第1項
の規定により許可します。

年 月 日

長野市長



記

- 1 名称
- 2 指定番号
- 3 指定年月日
- 4 所在地
- 5 行為の期間
着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日
- 6 行為の種類
- 7 設計又は施行方法 別紙図面のとおり
- 8 許可の条件

様式第19号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

原状回復等命令書

第22条第1項

あなたの行為は、景観法 の規定又は同条第3項の規定により許可に

第31条第1項

第23条第1項

付された条件に違反しているので、景観法 の規定により、下記のとおり

第32条第1項

り原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長



記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第20号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所
氏 名

管理に関する命令書

景観重要建造物

あなたが所有又は管理する 景観重要建造物 は、管理が適当でないため滅失し、若し
景観重要樹木

第26条

くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 の規定により、
第34条

下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第104条の規定により、30万円以下の過料に
処されることがあります。

年 月 日

長野市長



記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3
か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）
提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求
める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月
以内に提起しなければなりません。

様式第21号（第18関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

管理に関する勧告書

景観重要建造物
あなたが所有又は管理する は、管理が適当でないため滅失し、若し
景観重要樹木

第26条
くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 の規定により、
第34条
下記の措置をとることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

様式第22号（第18関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

景観重要建造物等指定解除通知書

第27条第1項
景観法 の規定により、下記の景観重要建造物又は景観重要樹木の指
第35条第1項
定を解除したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 解除の理由

様式第23号（第20関係）、（第21関係）、様式第25号（第23関係）

景観協定（変更、廃止）認可申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第81条第4項（第84条第1項、第88条第1項）の規定による景観協定の認可（変更の認可、廃止の認可）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 景観協定の名称
（認可年月日及び番号） （ 年 月 日 第 号）
- 2 景観協定の目的
（変更の理由、廃止の理由）
- 3 景観協定区域の所在及び地番
- 4 良好な景観の形成のための事項
- 5 有効期間
- 6 違反があつた場合の措置
- 7 景観協定区域の面積 m^2 （景観協定区域隣接地 m^2 ）
- 8 土地の所有者等
 - （1） 土地の所有者 （ 人）
 - （2） 土地の借地権者 （ 人）（合 計 人）

注

- 1 変更の場合は、変更する事項についてのみを記入してください。
- 2 廃止の場合は、1から3までを記入してください。

様式第24号（第22関係）

景観協定加入届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

第1項

景観法第87条の規定により景観協定に加わりたいので、下記のとおり届け出

第2項

ます。

記

1 景観協定の名称

（認可年月日及び番号）（ 年 月 日 第 号）

2 景観協定区域の所在及び地番

3 景観協定区域の面積 m^2 （景観協定区域隣接地 m^2 ）

4 土地の所有者等

（1）土地の所有者（ 人）

（2）土地の借地権者（ 人）

（合 計 人）

注 2から4までは、加入する区域について記入してください。

景観整備機構指定申請書

<p>(宛先) 長野市長</p> <p style="text-align: right;">法人の住所 法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">®</p> <p>景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定により必要書類を添えて申請します。</p>	
法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人
指定後の 予定業務	景観法第93条
	<input type="checkbox"/> 第1号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第2号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第3号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第4号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第5号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第6号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第7号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 (具体的な業務の内容) </div>

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

様式第27号（第25関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長
(部 課担当) 印

景観整備機構指定書

景観法第92条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- | | |
|------------------|-------|
| 1 指定番号 | 第 号 |
| 2 指定年月日 | 年 月 日 |
| 3 景観整備機構となる法人の名称 | |
| 4 景観整備機構の業務の内容 | |

様式第28号（第26関係）

名称等変更届出書

年 月 日	
(宛先) 長野市長 法人の住所 法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話）	
景観法第92条第3項の規定により届け出ます。	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

業務変更報告書

年 月 日	
<p style="text-align: center;">(宛先) 長野市長</p> <p style="text-align: center;">法人の住所 法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話）</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p style="margin-top: 20px;">景観整備機構の業務の内容を変更したので報告します。</p>	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	